

## 成年後見制度利用促進に向けた取組について



### 防府市の高齢者を取り巻く現状(令和4年12月末現在)

人口 113,917人  
65歳以上人口 35,318人  
高齢化率 31.0%

3人に1人が高齢者

★要介護度等認定者中(6050人中、認知症自立度Ⅱ以上の者

3,687人

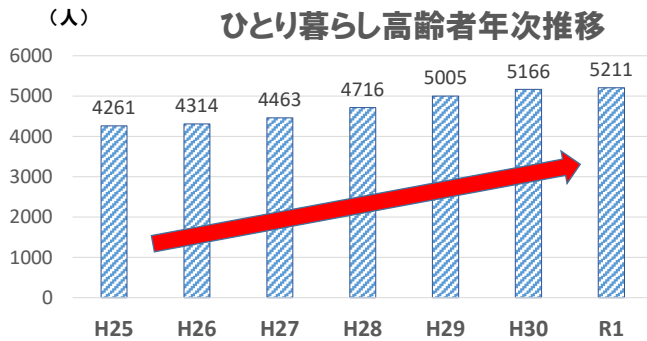
高齢者のうち10人に1人は  
認知症の症状を有している

★認知症有病率推計値 高齢者人口の15%

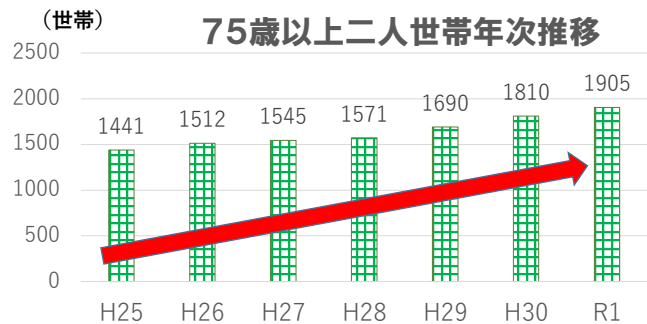
推計 5,297人

防府市の高齢者人口に  
あてはめた推計値



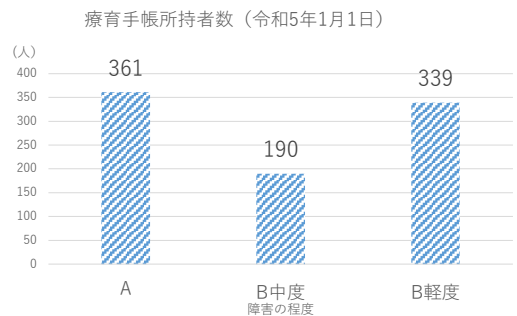
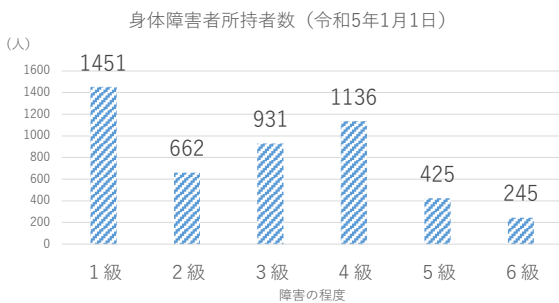


高齢者の15%は  
1人暮らし

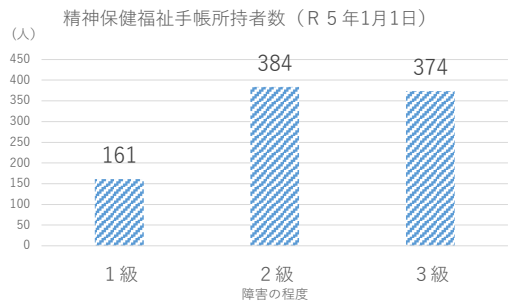


一人暮らし65歳以上高齢者の8.6%、  
二人暮らし75歳以上高齢者世帯の6.61%が  
緊急連絡先の記入がない現状  
⇒頼れる親族がない可能性が考えられる。

防府市高齢者実態調査



知的、精神障害者を支える親の高齢化による「親亡き後問題」が課題

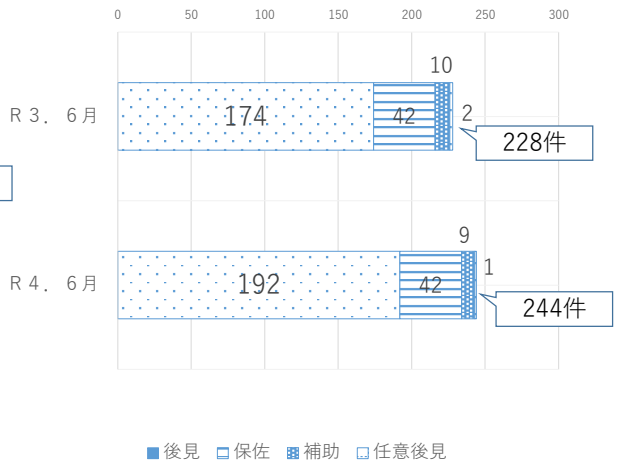
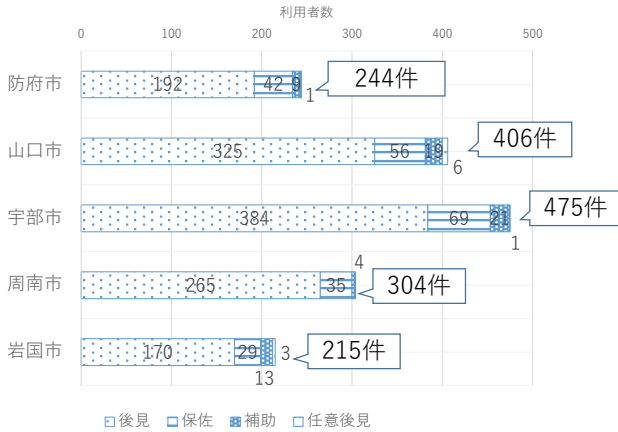


# 防府市の成年後見制度利用者数

(山口家庭裁判所資料)

成年後見制度利用者数 (R 4. 6月)

成年後見制度利用者数 (防府市) R 3・R 4 の比較



【参考】掲載市人口 (令和4年6月)  
 防府市：113,554人 山口市：192,279人 宇部市：160,390人  
 周南市：134,972人 岩国市：125,959人 (山口県資料)

## 成年後見制度利用の促進が目指すところ

判断能力の問題により、自分らしい生活を送る上での大切なことを決め、主張し、実現できない高齢者・障害者の「権利擁護」と「意思決定支援」

## 成年後見制度の利用の促進に関する法律 (平成28年法律第29号)

(目的)

第1条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害にあることにより、財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支えあうことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにも関わらず、十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

## 第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4年3月閣議決定)

目的：「成年後見制度」の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定

期間：令和4年度～令和8年度

### 基本的な考え方

○地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。

○成年後見制度の利用促進は、**全国どの地域においても制度の利用を必要とする人が、尊厳ある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して**、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。

- ・本人の自己決定の尊重・身上保護の重視
- ・適切に成年後見制度が利用されるための、**連携体制を整備**
- ・**成年後見制度以外の権利擁護支援策の総合的な充実**を図る。

○福祉と司法の連携を図り、**必要な人が、必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるように**していく必要がある。



### 第5次防府市総合計画（2021～2025）

**成年後見センターは、  
重点プロジェクトの1つ  
として位置づけられている**

- 防府市成年後見センターを活用して権利擁護支援と成年後見制度の利用を促進します

項目	R3	R4	R5	R6	R7
防府市成年後見センターの設置		設置		周知	活用

## 防府市の成年後見制度利用促進に向けた取組

- 令和元年度**
  - 成年後見制度利用促進検討会を開催（4回）  
弁護士・司法書士・社会福祉士・地域包括支援センター・社会福祉協議会事務局（高齢福祉課・障害福祉課・社会福祉課）
  - 地域連携ネットワークの中核機関の方向性について
  - 成年後見制度利用促進計画（市町村計画）について
- 令和2年度**
  - 成年後見制度利用促進検討会を開催（3回）
  - 中核機関の設置準備について
  - 成年後見制度利用促進計画の策定（地域福祉計画への位置づけ）
  - 成年後見制度ニーズ調査について
  - 成年後見制度利用促進セミナーの開催
- 令和3年度**
  - 中核機関として防府市社会福祉協議会内に成年後見センターを開設
  - 成年後見センター運営協議会の開催
  - 成年後見制度利用促進セミナーの開催



### 成年後見利用促進基本計画を包含する計画

## 第三次 防府市地域福祉計画 防府市地域福祉活動計画

< 令和3年度 ~ 令和7年度 >

誰もが安心して  
明るく楽しく暮らしていける  
まちづくり

～ 見守り合い 助け合い みんなでつくろう いきいき防府 ～

### 実施目標：権利擁護体制の充実と 成年後見制度利用促進

福祉サービスを利用する人が、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が低下した場合でも、権利が擁護される体制の充実として地域福祉権利擁護事業や、判断能力が不十分な人の法律上の権利を保護する仕組みである成年後見制度の利用を推進していきます。

そのため、令和3年に市社会福祉協議会に設置する「防府市成年後見センター」を地域連携ネットワークにおける中核機関として位置づけ、成年後見制度の普及、啓発、相談を行い、市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援について体制を整備していきます。

令和3年3月

防 府 市  
防府市社会福祉協議会



## 防府市社会福祉協議会

第三次 防府市地域福祉計画

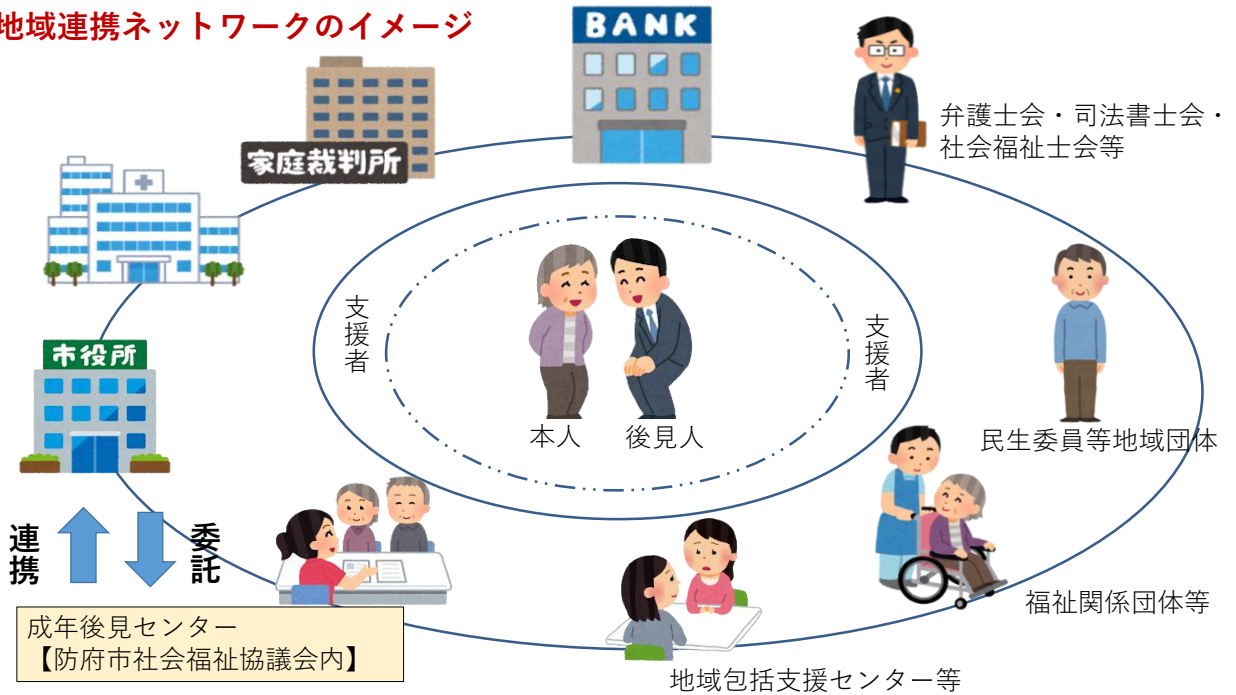
取 組	内 容
地域福祉権利擁護事業	軽度の認知症高齢者や知的障害、精神障害等により理解力や判断能力が不十分な人に対して、 <b>福祉サービスの利用援助や金銭管理等の支援</b> を行います。
成年後見制度の利用支援	地域連携ネットワークにおける <b>中核機関である防府市成年後見センター</b> では、広報、相談、利用促進等の支援を段階的に取り組みます。
法人成年後見人の受任	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、後見人による後見を受けられず、経済的な事情から成年後見人を得られない人のために、 <b>社会福祉協議会が法人として成年後見人となり、身上保護を中心とした後見活動</b> を行います。

## 防府市（高齢福祉課、障害福祉課、社会福祉課）

第三次 防府市地域福祉計画

取 組	内 容
地域福祉権利擁護事業の支援	軽度の認知症高齢者や知的障害、精神障害等により理解力や判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行う <b>地域福祉権利擁護事業を推進</b> します。
成年後見制度の利用支援	成年後見制度支援体制を構築します。 <b>成年後見センターの協議会</b> において、成年後見制度の利用促進の進捗状況についての管理を行います。
成年後見制度市長申立の実施	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、 <b>申し立てを行う親族がない等の理由により制度を利用できない人を対象に市長申立</b> を行います。 また、成年後見人等の報酬の支払いが困難な人に対して助成を行います。
市民後見人の養成・支援	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、地域の身近な存在として市民が後見活動を行う「 <b>市民後見人</b> 」について、 <b>養成及び支援</b> を行います。

## 地域連携ネットワークのイメージ



## 防府市成年後見センターの体制・機能

- (1) 成年後見制度の利用に関する相談及び利用支援
  - ・ 「支援方針会議」の開催
- (2) 成年後見制度の広報及び啓発
- (3) 市民後見人の養成・登録及び活動支援
- (4) 家庭裁判所からの依頼による受任調整
- (5) 受任調整会議に関すること
- (6) 成年後見制度に関わる関係機関等との連携
  - ・ 「成年後見センター運営協議会」
  - ・ 地域包括支援センター、ケアマネジャー、相談支援事業所等、関係機関との連携
- (7) その他センターの設置及び運営に関して必要なこと



## これからの取組

～必要な人が、適切な時期に、必要な意思決定支援が受けられる体制・地域を目指して取り組んでいきます！～

成年後見制度や  
相談窓口の周知・啓発  
支援を必要とする人の実態把握

### 地域連携ネットワークの 構築・強化

- ・専門職を交えたケース会議
- ・専門職団体だけでなく、医療機関、金融機関との協力体制の構築

「顔の見える関係づくり」

市長申立の適切な  
実施・費用の助成  
・成年後見制度利用促進事業  
の活用



### 防府市成年後見センターの 体制整備

- ・支援方針会議の充実
- ・将来的には受任者調整や  
親族後見人への支援 等